京都市生活保護法等施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成２８年３月３１日

京都市長　門　川　大　作

京都市規則第１２３号

京都市生活保護法等施行細則の一部を改正する規則

京都市生活保護法等施行細則の一部を次のように改正する。

第６条の見出しを「(保護の決定等の通知)」に改め，同条中「書面は，保護決定通知書（第５号様式)」を「規定による通知は，次に掲げる事項（同条の規定による通知にあっては，第１号に掲げる事項を除く。）を記載した書面により行うもの」に改め，同条に次の各号を加える。

⑴　保護の要否，種類，程度及び方法

⑵　決定の理由

⑶　申請のあった日から１４日以内に通知をしなかったときは，その理由

⑷　その他市長が必要と認める事項

第７条の見出しを「(入所又は養護の委託)」に改め，同条中「対して入所・養護委託書（第６号様式)」を「対し，当該被保護者の状況，当該被保護者が受けている保護の程度その他別に定める事項を記載した書面」に改める。

第９条中「，介護扶助又は葬祭扶助」を「又は介護扶助」に改め，「(第７号様式)」及び「(第８号様式)」を削り，「，介護券又は葬祭券」を「又は介護券」に改める。

第１２条中「就労自立給付金決定通知書（第９号様式)」を「その旨を書面」に改める。

第１号様式から第９号様式までを削る。

附　則

この規則は，公布の日から施行する。

(保健福祉局生活福祉部地域福祉課)